

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 外 1 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 4月18日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼主席業務執行役員  
(Managing Director / Chief Executive Officer)  
エバン・チロヤニス  
(Evangelos Tsirogiannis)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2065 ニュー・サウス・ウェールズ州  
セント・レオナルド パシフィック・ハイウェイ207 レベル9  
(Level 9, 207 Pacific Highway, St Leonards, New South  
Wales 2065 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之  
同 青 木 俊 介  
同 岡 田 英里香

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1744

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2029年 4月27日満期 豪ドル建社債  
5,520万豪ドル(円貨相当額54億7,970万4,000円)  
トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド  
2029年 4月27日満期 米ドル建社債  
1億6,760万米ドル(円貨相当額259億4,280万4,000円)  
(株式会社三菱UFJ銀行が発表した2024年 4月17日現在の東京外  
国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1豪ドル = 99.27  
円及び 1米ドル = 154.79円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2023年12月8日
効力発生日	2023年12月16日
有効期限	2025年12月15日
発行登録番号	5 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,500億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
5 - 外 1 - 1	2024年1月18日	633億7,041万850円	該当事項なし	該当事項なし
5 - 外 1 - 2	2024年2月20日	725億3,799万4,000円	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		1,359億840万4,850円	減額総額	0円

【残額】  
 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,140億9,159万5,150円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし  
 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部 【証券情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2029年4月27日満期 豪ドル建社債及びトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2029年4月27日満期 米ドル建社債に関する情報>

(注1)本書中の「T F A」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド( A B N 48 002 435 181 )を、「グループ会社」とはT F A及びT F Aが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2)本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「豪ドル」、「豪セント」又は「A\$」はすべてオーストラリアの法定通貨を指し、
- ・「米ドル」又は「米セント」はすべてアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」はすべて日本国の法定通貨を指す。

### 第1 【募集要項】

該当事項なし

### 第2 【売出要項】

#### 1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)】

#### 豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	5,520万豪ドル
売出価額の総額	5,520万豪ドル
利率	年率4.69%

#### 米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1億6,760万米ドル
売出価額の総額	1億6,760万米ドル
利率	年率4.80%

#### 2 【売出しの条件】

##### 社債の概要

##### 1 利息

##### 豪ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2024年4月30日(当日を含む。)から2029年4月27日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年4月27日及び10月27日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき23.45豪ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2024年10月27日に、2024年4月30日(当日を含む。)から2024年10月27日(当日を含まない。)までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000豪ドルの各本社債につき23.06豪ドルとする。

## 米ドル建社債

(a) 各本社債の利息は、上記利率で、2024年4月30日（当日を含む。）から2029年4月27日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年4月27日及び10月27日（以下、それぞれを「利払日」という。）に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき24.00米ドルである。ただし、最初の利息の支払は、2024年10月27日に、2024年4月30日（当日を含む。）から2024年10月27日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は額面金額1,000米ドルの各本社債につき23.60米ドルとする。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2024年4月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2024年4月18日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書を含む。）及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2024年4月18日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係るT F Aの判断に変更はない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

#### 第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。